

令和7年第6回（2025年第6回）  
八街市農業委員会総会

令和7年6月6日  
八 街 市 農 業 委 員 会



令和7年第6回（2025年第6回）農業委員会総会

令和7年6月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

＜農業委員＞

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 6. 中村勝行  | 10. 貫井正美 |
| 2. 山本元一 | 7. 深澤一郎  | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 |          |
| 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |          |

＜農地利用最適化推進委員＞

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘  | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀  | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章  | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者

＜農業委員＞

3. 小川正夫

3. 事務局

- |      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 齋藤康博 | 副主幹  | 川崎真弘 |
| 主 査  | 小川由佳 | 主任主事 | 山崎実雄 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について  
議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施  
状況の公表について

5. その他

- 報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第 2 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地転用の届出について

報告第 3 号 農地法施行規則第 5 3 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出について

**○齋藤事務局長**

開会を宣す。（午後３時０３分）

**○岩品会長**

今月の案件は、農地法第３条、５条本体で１３件、その他議案２件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は１０名ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は１８名です。

なお、農業委員の小川委員より欠席の届出がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

齋藤事務局長、お願いします。

**○齋藤事務局長**

会務報告いたします。

５月１４日水曜日午後２時より、印旛郡市農業委員会連合会通常総会を印旛合同庁舎会議室で行いました。岩品会長にご主席いただきました。

５月２０日火曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員で実施いたしました。

５月２９日木曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を、調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員、貫井副会長、古川推進委員で実施いたしました。

６月２日月曜日午後１時３０分より、調査委員会面接調査を、調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員、古川推進委員で実施いたしました。

６月６日金曜日午後１時３０分より、野生鳥獣被害防止対策協議会総会を市役所第１会議室で実施し、岩品会長にご出席いただきました。

６月６日金曜日午後２時３０分より、農業者年金加入推進会議を市役所第２会議室で実施し、岩品会長にご主席いただきました。

続きまして、こちらは報告になりますが、農業者年金基金より、農業者年金の現況届の提出をお願いしているところです。６月３０日までとなっているため、委員の方々にお問合せがあった際にはよろしく願いいたします。また、来庁される際には、農業委員会につきましては第３庁舎の２階となっておりますので、足腰が悪く階段等に不安がある方につきましては事務局の職員が市役所の受付まで取りに行きますので、その旨ご相談がありましたらよろしくお願いします。

私のほうからは以上です。

**○岩品会長**

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○岩品会長**

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号 9 番、今関委員、10 番、貫井委員にお願いします。

議事に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

山崎主任主事、お願いします。

#### ○山崎主任主事

議案書 3 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1、区分、売買、所在、八街字畑ノ井地先、地目、畑、面積 3,461 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続により農地を取得したが、農業をしていないため。

番号 2、区分、賃貸借、所在、沖字中沖及び西沖地先、地目、畑、面積 1,029 平方メートルほか 13 筆、計 14 筆の合計面積 2 万 4,274 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続により農地を取得したが農業をしていないため。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第 1 号 1 番について、松原委員、調査報告をお願いします。

#### ○松原委員

議案第 1 号 1 番、農地法第 3 条申請に関わる調査結果について調査報告します。当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地は、八街市役所より南西に約 4.9 キロメートルに位置し、八街市道に面しています。現況は畑になっていますが、かなり荒れていて、太い木も生えています。境界は、道路沿いには確認できませんでしたが、隣地地主と境界確定について責任をもって対応するというものでした。

次に、農地法第 3 条第 2 項の不許可基準に該当するか否かですが、権利者が所有する農機具は、トラクター 2 台、ユンボ 2 台、耕耘機 1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台です。労働力は本人と息子 2 人の 3 名であり、技術力についても問題なく、年間 150 日以上 of 農作業従事日数要件を満たしています。営農計画は、現況の木を伐採し、きれいにし、ミカンを植える予定です。通作距離は自宅から約 10 キロメートル、車で約 15 分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は農地法第 3 条第 2 項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号2番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴澤委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

まず、申請地についてですが、位置は市役所より南西へ約8.5キロメートルに位置し、境界は石杭により確認しており、現況は綺麗に整地されております。進入路は県道及び市道に面しており、進入路は確保されております。

次に、農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員の要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター7台、軽トラ及び軽ダンプ6台、ポテカルゴ・キャロベスタ各1台です。

労働力は会社役員1名が年間150日以上であり、技術力についても問題ありません。また、過去3年間において、農業経営を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は小松菜、サツマイモ、人参を作付する予定であり、通作距離は会社から申請地まで約8キロメートル、車で約15分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件を満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

## ○川崎係長

議案書の４ページをご覧ください。議案第２号農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号１番と２番は関連しております。

番号１、区分、売買、所在、八街字実生松地先、地目、山林、現況、畑、面積３３０平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積４６６平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場（２台）の用地。転用事由は、現在申請地の隣地にある倉庫を利用しているが、取引量の増加に伴い手狭となったため、当該地を取得し、資材置場及び駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第２種農地と判断されます。

番号２、区分、売買、所在、八街字実生松地先、地目、山林、現況、畑、面積５０２平方メートル。転用目的及び事由は同じです。農地の区分につきましても、一番と同じく、第２種農地に該当します。

番号３、区分、売買、所在、八街字氷川台地先、地目、畑、面積３，５８１平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積４，７８４平方メートル。転用目的、宅地分譲（１８区画）の用地です。転用事由、宅地分譲（１８区画）の造成、販売となります。農地の区分は、用途地域内の第２種中高層住居専用地域にある農地であり、第３種農地と判断されます。

番号４、区分、売買、所在、八街字佐倉道地先、地目、畑、面積５４平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積８７平方メートル。転用目的建売分譲住宅（１棟）の用地。転用事由は、建売分譲住宅（１棟）の建築、販売です。農地の区分は、用途地域内の第１種住居地域にある農地であり、第３種農地と判断されます。

続きまして、議案書の５ページに移ります。

番号５、区分、売買、所在、八街字東金道地先、地目、畑、面積１，４３１平方メートル。転用目的、長屋住宅（１棟）の用地。転用事由、長屋住宅を建築し、賃貸経営により収益を得たいというものです。農地の区分は、用途地域内の第１種住居地域にある農地であり、第３種農地と判断されます。

番号６、区分、売買、所在、用草字天神山地先、地目、畑、面積１，１２３平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、再生可能エネルギーにより安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第２種農地と判断されます。

番号７番と８番は関連しております。

番号７、区分、売買、所在、小谷流字馬道台地先、地目、畑、面積７，９１４平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積８，６９０平方メートル。転用目的、駐車場（３６８台）の用地です。転用事由は、申請地近隣でゴルフ場やペット同伴型宿泊施設などのレジャー施設を運営

しているが、新たな施設も開業予定で、年々来場者数も増加しており、駐車場が不足しているため、当該申請地を取得し、駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号8、区分、売買、所在、小谷流字馬道台地先、地目、山林現況畑、面積5,679平方メートルのうち3,110.99平方メートル。転用目的及び事由は7番と同じです。農地の区分につきましても、同じく、第2種農地に該当します。

続きまして、議案書6ページになります。

番号9、区分、売買、所在、小谷流字大有戸道地先、地目、畑、面積2,677平方メートル。転用目的、駐車場（105台）の用地。転用事由は、申請地近隣でゴルフ場やペット同伴型宿泊施設などのレジャー施設を運営しているが、新たな施設も開業予定で、年々来場者数も増加しており、駐車場が不足しているため、当該申請地を取得し、駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10番と11番は関連しております。

番号10、区分、賃貸借、所在、小谷流字宮下地先、地目、畑、面積409平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1,141平方メートル。転用目的、駐車場（42台）の用地。転用事由は、近隣での工事の需要が多いため、当該申請地を賃貸借し、駐車場用地として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号11、区分、賃貸借、所在、小谷流字宮下地先、地目、畑、面積909平方メートル。転用目的及び事由は10番と同じです。農地の区分につきましても、同じく、第2種農地に該当します。

以上です。

## ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番、2番について、松原委員、調査報告をお願いします。

## ○松原委員

議案第2号1番、2番は関連案件です。

農地法第5条の規定による許可申請について、まとめて調査報告します。

申請地は八街市役所より南西へ約6.2キロメートルに位置し、県道千葉八街横芝線より進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針31ページ⑤の（b）に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、申請者は、包装・梱包資材を取り扱っており、申請地の隣地にある倉庫で保管しているが、収容能力不足により、パレット等の輸送資材が敷地内に野積みになってい

ます。敷地に余裕がないことから、当該申請地を取得し、資材置場と駐車場に利用したいというものです。

申請面積は、合わせて968平方メートルで、全て自己資金で賄う計画となっています。

造成工事は整地のみで、砕石敷きとし、隣地との境界は、木杭を打ち込み、ロープを張るそうです。雨水は自然浸透とします。工事中は近隣住民に支障がないように十分配慮するとともに、問題が発生した場合は責任を持って対処するとのことでした。

これらのことから、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上、1番、2番の調査報告を終わります。

## ○岩品会長

次に、議案第2号3番から5番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

## ○伊藤委員

議案第2号3番、4番、5番続けて報告をさせていただきます。

まず、議案第2号3番ですが、まず立地基準から申し上げます。

当該申請地は八街駅より西方向に約1.6キロメートルに位置し、進入路は公道に接道し、確保されています。

農地区分としましては、事務指針30ページ4の⑥、(ウ)に該当する第3種農地として判断いたしました。本申請は、4,784平方メートルに、分宅地分譲(18区画)の造成、販売を行う計画で、面積は妥当だと思われます。

選定理由ですが、閑静な住宅地であり、宅地分譲地として適しているためです。農地以外の候補地も検討しましたが、当該用地のような好条件が見つからず、選定に至りました。

資金は自己資金です。

次に、用水は公営水道。雨水については雨水浸透枳を設置します。汚水雑排水については、公共下水道を利用する計画です。

周辺農地の防除対策としては、ブロック積みで土留を施工するほか、法面部分を傾斜30度以内で施工し、土砂の流出を防ぎます。聞き取りの結果、近隣農地保有者からも本計画について特に意見はありません。

権利者は建設業を営んでおり、許可後、速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

3番の報告を終わります。

続きまして、4番の報告をさせていただきます。

申請地は、八街駅から西方向へ約1.2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接道しており、申請地の一部を進入路として利用します。

農地区分としましては、事務指針30ページ4の⑥の(ウ)に該当する第3種農地として判断いたしました。

本申請は、87平方メートルに建売分譲住宅(1棟)を建築、販売する計画です。

選定した基準ですが、住宅地として整備されており、上下水道が設置されているため、住宅

地として適しているためです。また、周辺に農地はなく、住宅地として利用することが、最適の地域としてと判断されました。

上水は市営水道、汚水雑排水については、公共下水道に接続します。雨水は施設内に貯留浸透槽を設置し、オーバーフロー分を側溝に流します。

周辺地域の防除対策については、周辺に農地はありませんが、ブロック積みにて土砂等の流出を防ぎます。

3番同様、権利者は建設業を営んでおり、許可後、速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

4番の報告を終わります。

続きまして、議案第2号5番の報告をさせていただきます。

立地基準ですが、当該申請地は八街駅より南方向へ約1.6キロメートルに位置し、進入路は公道に接道し、確保されています。

農地区分としては、事務指針30ページ4の⑥の（ウ）に該当する第3種農地として判断いたしました。

本申請は、1,431平方メートルに長屋住宅（1棟）、延べ床面積917.17平方メートルを建築し、賃貸経営による収益化を図る計画で、面積は妥当と思われます。

選定理由ですが、市街地に隣接しているため、資金力は、土地の取得代金は自己資金、建築費は借入で計画をしており、適当です。

上水は市営水道、汚水雑排水等については、公共下水に接続します。雨水は敷地内に貯留浸透槽を設置し、オーバーフロー分を側溝に流します。

周辺農地への防除対策について、境界にブロック積みを行い、土砂等の流出を防ぎます。また、周辺に譲渡人所有以外の農地はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

これで調査報告を終わります。

## ○岩品会長

次に、議案第2号6番について、古川委員、調査報告をお願いします。

## ○古川委員

議案第2号6番、農地法第5条申請に係る調査結果について報告します。

本申請は、太陽光発電施設を設置し、再生可能エネルギーにより安定した収入を得ようとするものです。まず立地基準ですが、申請地は八街市役所より南西方向に約6キロメートルに位置し、八街市道に通ずる赤道に隣接しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の31ページの⑤の（b）に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、申請地は1,123平方メートルであります。問題ないものと思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人、権利移転に対して支障となるものではありません。

次に周辺農地への営農条件の支障についてですが、南側に隣接農地があります。

汚水や雑排水は発生しません。雨水の処理については、地下浸透による敷地内処理、外回りにはフェンスの設置と併せ、状況によっては、被害防除堤を設置し、土砂の流出を防止することから、隣接する農地への営農条件に支障を来すことはないものと思われます。合わせて、隣接する農地所有者の同意についても確認しております。

権利者の状況ですが、県内で同様の事業を行っていることから、許可後は速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

## ○岩品会長

次に、議案第2号7番から11番について、加藤委員、調査報告をお願いします。

## ○加藤委員

議案第2号7番、8番は関連がありますので、一括して農地法第5条申請に関わる調査結果について報告いたします。

申請地近隣でゴルフ場やペット同伴型宿泊施設など、レジャー施設を運営していますが、新たな施設も開業予定で、年々来場者も増加しており、駐車場が不足しているため、当該申請地を取得し、駐車場として利用したいというものであります。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南西方向に約8キロメートルに位置し、八街市道に隣接しております。農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の31ページの⑤の⑥に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、申請面積、7番、8番、合計で11,800平方メートル。非常に多くなりますが、先ほども説明しましたとおり、ここ数年、コロナ以降、人の移動も増え、それに伴い県内外から入場者数もあり、休日はゴルファーや犬連れの家族で大変な賑わいとなっておりますので、増え続ける車を考えますと、これからも駐車場が必要なものと考えます。これにより、事業規模からは問題ないものと思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に周辺農地への営農条件の支障についてですが、隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透のため、汚水雑排水は発生いたしません。

権利者の状況ですが、整備地周辺では様々なレジャー施設を運営している中での当該申請であるため、許可後は速やかに事業を行うものと判断しました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題のないものと思われます。

続いて、議案第2号9番、農地法第5条申請に関わる調査結果について報告いたします。

本申請も、当該事業者が行っているレジャー施設の駐車場を拡張しようとするものでありま

す。

まず立地基準ですが、申請地は八街駅より南西方向に８キロメートルに位置し、八街市道に隣接しております。

農地区分といたしましても、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針３１ページの⑤の⑥に該当するため、第２種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請面積は２，６７７平方メートルであります。事業規模からは問題ないものと思われま。

資金の確保につきましても、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、周辺農地への営農条件の支障についてですが、隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透のため、汚水雑排水は発生いたしません。

権利者の状況ですが、整備地周辺では様々なレジャー施設の運営を行っている中での当該申請であるため、許可後は速やかに事業を行うものと判断しました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも、本案件とは何ら問題ないものと思われま。

続いて、議案第２号１０番、１１番も続けて報告させていただきます。

１０番、１１番は関連性がありますので、農地法第５条申請に関わる調査結果についてご報告いたします。

本申請も、当該事業者が行っているレジャー施設の建築工事における業者の作業車の駐車スペース確保が目的の申請であります。

まず立地基準ですが、これも申請地は八街駅より南西方向に８キロメートルに位置し、八街市道に隣接しております。

農地区分としましても、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の３１ページの⑤の⑥に該当するため、第２種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、面積は２，０５０平方メートルであります。事業規模からも何ら問題ないものと思われま。

資金の確保につきましても、自己資金にて賄う計画となっております。

次に周辺農地への営農条件の支障についてですが、隣接する農地はなく、雨水については自然浸透のため、汚水雑排水は発生しません。

権利者の状況ですが、整備地周辺では様々なレジャー施設建設を行っている中での当該申請であるため、許可後は速やかに事業を行うものと判断いたしました。以上のことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第２号１番、２番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、１番、２番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号３番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、３番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号４番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、４番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号５番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、５番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第２号６番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、６番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号７番、８番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、７番、８番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号９番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、９番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号１０番、１１番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、１０番、１１番は許可相当に決定します。

会議中ではありますが、ここで１０分間の休憩をします。

休憩 午後３時４２分

再開 午後５時５３分

## ○岩品会長

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第３号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

山崎主任主事、お願いします。

## ○山崎主任主事

議案書８ページをご覧ください。

議案第３号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和７年５月２０日付けで、八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号１、所在、滝台字太郎坊及び丹尾台地先、地目、畑、面積１，９８３平方メートルほか４筆、計５筆の合計面積８，７６５平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和１７年８月３１日まで、新規です。

番号２、所在、八街字笹引及び東吉田字和田地先、地目、山林現況畑及び畑、面積１９５平方メートルほか３筆、計４筆の合計面積５，６１０平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１２年８月３１日まで、新規です。

番号３、所在八街字後野分及び朝日字梅里地先、地目、畑、面積１４８平方メートルほか５筆、計６筆の合計面積３，４１１平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和１７年８月３１日まで、新規です。

続きまして、９ページをご覧ください。

番号４、所在、四木字西四木地先、地目、畑、面積１，９８３平方メートルほか５筆、計６筆の合計面積１万２，３０１平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１７年１２月２４日まで、新規です。

番号５、所在、八街字松富地先、地目、畑、面積８４２平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積４，９０８平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１２年８月３１日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号１から５の各案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項に規定する案件を満たしているものと考えます。

以上です。

## ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

## ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

## ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号は承認することに決定します。

次に、議案第4号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

## ○川崎係長

議案書の10ページ、議案第4号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

お手元の資料で、別紙様式5と記載されている資料をご覧ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長及び同農地政策課長からの通知により、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について毎年3月末までに、翌年度の最適化活動の目標を設定し、実績を翌年6月末までに公表すること、また、公表した内容をインターネット等で公表することとなっております。

それではお手元の資料をご覧ください。

1、農業委員会の状況につきましては、前年度目標設定を行った時点の令和6年4月1日現在の状況が記されております。

次のページ、2、最適化活動の実施状況。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、③実績につきましては、新規集積面積82ヘクタール、今年度末の集積面積累計1,306ヘクタール、今年度末の集積率40.6%、目標に対する達成状況は87.5%となりました。

農業委員会の点検結果については、委員の日々の活動により集積面積の拡大を行えたとなりました。

(2)遊休農地の発生防止・解消。

次のページになります。

③実績につきましては、緑区分の遊休農地の解消はありませんでした。④その他につきましては、令和6年度に実施した農地の利用状況調査の結果となっております。1号遊休農地は158.7ヘクタールあり、うち緑区分の遊休農地が0.7ヘクタール、黄区分の遊休農地が158.0ヘクタールとなっており、その後、所有者に利用意向調査を実施いたしました。

農業委員会の点検結果については黄区分について、農地の貸借等により、遊休農地の減少を行ったとなりました。

(3) 新規参入の促進。次のページになります。③実績につきましては、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積はありませんでした。

参考としまして、令和6年度中の参入経営体は12経営体、取得農地面積7.8ヘクタール。農業委員会の点検結果については、新規参入にあたっては、調査委員会を開催し新規営農者へアドバイス等を行ったとなりました。

2、最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定、②実績については、9月に遊休農地の発生防止解消のためパトロールを実施したこと。10月11月は年金加入の強化月間で回ったときに合わせて、農地の集積について話をしたということで記載しました。

次のページになります。

(3) 新規参入相談会については、日程が合わず実施できませんでした。

目標の達成状況の評語については、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなりました。次のページになります。

3、事務の実施状況につきましては、1、総会部会の開催実績、2、農地法第3条に基づく許可事務。3、農地転用に関する事務、4、違反転用業への対応について記載されております。

以上の内容について、インターネットへの公表について承認を求めるというものです。

お願いいたします。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を公表することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は公表することに決定します。

次に、報告第1号、第2号、第3号についてを議題とします。

事務局、報告第1号を山崎主任、報告第2号、第3号を川崎係長に説明願います。

#### ○山崎主任主事

議案書11ページをご覧ください。

報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約にかかる通知についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字東金道地先、地目、畑、面積1,431平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和7年4月23日です。

以上です。

#### ○岩品会長

どうぞ、川崎係長

#### ○川崎係長

議案書 12 ページをご覧ください。

報告第 2 号、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 13 号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

こちらは電気事業者からの届出です。

番号 1、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積、公簿 2，709 平方メートル、実測 3061.73 平方メートル。目的、変電所用地。令和 7 年 1 月 17 日から令和 9 年 4 月 22 日までの期間、電力の安定供給のための変電所用地として利用したいというものです。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。

報告第 3 号、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

こちらは八街市建設部道路河川課からの届出です。

番号 1、所在、富山字富山地先、地目、畑、面積 6.35 平方メートル。目的は隅切用地。開発帰属道路の隅切用地として整備し、利用したいというものです。

以上になります。

#### ○岩品会長

ただ今の報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はございますでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

#### ○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

#### ○齋藤事務局長

閉会を宣す。（午後 4 時 06 分）

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番